

提案要求書

令和4年1月
東京都

選択的夫婦別姓制度の議論推進

(提案要求先 内閣府)
(都所管局 生活文化局)

選択的夫婦別姓制度に係る議論を深め、結論を出すこと。

<現状・課題>

婚姻後の姓について、民法第750条は「夫婦は婚姻の際に夫又は妻の氏を称する」と夫婦同姓を定めている。また、戸籍法第74条は婚姻届で「夫婦が称する氏を届け出なければならない」と定めている。

国の法制審議会（法相の諮問機関）においては、平成8年に、女性の社会進出を背景に、「選択的夫婦別姓」の導入を盛り込んだ民法改正要綱を答申した。

また、令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

最高裁判所は、令和3年6月、民法の夫婦同姓規定を「合憲」と判断した上で、「この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と指摘した。

一方で、令和3年度に都が実施した「選択的夫婦別姓に関する意識調査」において、以下の点が明らかとなっている。自身の姓を大切にしたいという感情を持つ人にとって姓を変えることが事実上結婚の障害となったり、姓の変更に伴い、旧姓を使用する中で形成されてきた他人から識別し特定される機能が阻害され、個人の信用、評価、名誉感情等に影響が及ぶ不利益が生じている。また、パスポート、運転免許証、銀行口座、保険など各種手続が必要となるなど、都民に不利益、不便が生じている。（別添「選択的夫婦別姓に関する意識調査結果」参照）

国民の意識も、平成29年に実施された国の世論調査において、選択的夫婦別姓制度の導入を容認する者の割合が増加しており、国民の意識の変化がみられる。

現在、国においても選択的夫婦別姓をめぐる議論が行われているが、選択的夫婦別姓制度に関しその意義や必要性並びに家族生活及び社会生活への影響について、社会に開かれた形で早急に議論を深め、結論を出す必要がある。

<具体的要求内容>

都民に生じている不便、不都合を解消する観点から、選択的夫婦別姓制度に係る議論を早急に深め、結論を出すこと。

参 考

○ 社会生活において不便・不都合を感じる例（別添「選択的夫婦別姓に関する意識調査結果」より抜粋）

- ・金融機関、運転免許証、パスポート、不動産登記等の氏名変更手続に手間とお金がかかる。・仕事上で旧姓を使用しているも、公的な手続は戸籍上の名字（姓）で行うため二重管理が必要となる。
- ・仕事上の関係者や顧客などに対して名字（姓）の変更について説明が必要となる。
- ・婚姻、離婚等のプライバシーが公になるため心理的な負担となる。
- ・改姓により、同一人物と認識されず、婚姻前の研究実績（論文、特許等）、仕事の業績等が一貫して自身のものと認識されにくい。
- ・アイデンティティ（自己同一性）を失う。

令和4年1月

内閣府男女共同参画局長

林 伴 子 殿

東京都生活文化局長

武 市 玲 子